

森林整備保全事業設計積算要領の制定について(平成12年3月31日付け12林野計第138号林野庁長官通知)
一部改正新旧対照表

(下線部は改正部分)

改 正 後	改 正 前
森林整備保全事業設計積算要領	森林整備保全事業設計積算要領
<p>第5 積算書の内容</p> <p>1 請負工事費</p> <p>請負工事費は、森林整備保全事業の目的を達成するために直接必要な施設の施工に係る工事の費用とし、箇所又は請負契約ごとに積算するものとし、その内訳は、直接工事費、間接工事費及び一般管理費等並びに消費税等相当額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 間接工事費</p> <p>間接工事費は、各工事部門共通の直接工事費以外の工事費及び経費であり、共通仮設費及び現場管理費に区分し、それぞれの構成する費目について積算するものとし、その内容は、次によるものとする。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 現場管理費</p> <p>現場管理費は、工事施工に当たって、工事を管理するために必要な共通仮設費以外の経費であり、その内容は、次の(ア)から(チ)によるものとする。</p> <p>(ア)～(カ) (略)</p> <p>(キ) 法定福利費</p> <p>現場従業員及び現場労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額</p> <p><u>(ク) 建設業退職金共済契約又は林業退職金共済契約に係る掛金</u> <u>建設業退職金共済制度又は林業退職金共済制度に基づく事業主負担額</u></p> <p><u>(ケ)～(ツ)</u> (略)</p> <p>(3) 一般管理費等</p> <p>一般管理費等は、工事施工に当たる企業の継続運営に必要な費用であり、一般管理費及び付加利益について積算するものとし、その内容は次によるものとする。</p> <p>ア 一般管理費の項目及び内容</p> <p>(ア)～(ソ) (略)</p> <p><u>(削る。)</u></p> <p><u>(タ)～(ト)</u> (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(4) (略)</p>	<p>第5 積算書の内容</p> <p>1 請負工事費</p> <p>請負工事費は、森林整備保全事業の目的を達成するために直接必要な施設の施工に係る工事の費用とし、箇所又は請負契約ごとに積算するものとし、その内訳は、直接工事費、間接工事費及び一般管理費等並びに消費税等相当額とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 間接工事費</p> <p>間接工事費は、各工事部門共通の直接工事費以外の工事費及び経費であり、共通仮設費及び現場管理費に区分し、それぞれの構成する費目について積算するものとし、その内容は、次によるものとする。</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 現場管理費</p> <p>現場管理費は、工事施工に当たって、工事を管理するために必要な共通仮設費以外の経費であり、その内容は、次の(ア)から(チ)によるものとする。</p> <p>(ア)～(カ) (略)</p> <p>(キ) 法定福利費</p> <p>現場従業員及び現場労働者に関する労災保険料、雇用保険料、健康保険料及び厚生年金保険料の法定の事業主負担額並びに建設業退職金共済制度又は林業退職金共済制度に基づく事業主負担額</p> <p>(新設)</p> <p><u>(ク)～(チ)</u> (略)</p> <p>(3) 一般管理費等</p> <p>一般管理費等は、工事施工に当たる企業の継続運営に必要な費用であり、一般管理費及び付加利益について積算するものとし、その内容は次によるものとする。</p> <p>ア 一般管理費の項目及び内容</p> <p>(ア)～(ソ) (略)</p> <p><u>(タ) 試験研究費償却</u> <u>新製品又は新技術の研究のため特別に支出した費用の償却額</u></p> <p><u>(チ)～(ナ)</u> (略)</p> <p>イ (略)</p> <p>(4) (略)</p>

第6 請負工事費の積算基準

積算書は、次の要領により作成するものとする。

1 請負工事費の積算

(1) 直接工事費

直接工事費に係る各費目の積算は、各工事部門を工種種別及びその細別に区分し、各区分ごとに、目的とする施設の施工及び仮設工に直接必要な次のアからエまでについて積算するものとする。

ア (略)

イ 労務費

労務費は、工事を施工するために必要な労務の費用とし、その算定は次の(ア)及び(イ)によるものとする。

(ア) (略)

(イ) 労務賃金

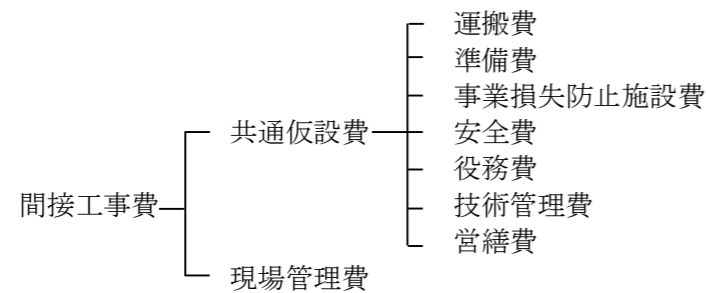
労務賃金は、直接作業に従事した労働者に支払われる賃金であり、別に定める「公共工事等設計労務単価」によるほか、実状に即した賃金を採用するものとする。

基準作業時間外の作業及び特殊条件による作業に従事することに伴い支払われる割増賃金は、従事した時間及び条件によって加算するものとする。

ウ～オ (略)

(2) 間接工事費

間接工事費の構成は、下記のとおりとする。



ア 共通仮設費

(ア) (略)

(イ) 算定方法

共通仮設費の算定は、表6-5（第1表から第5表まで）の工種区分に従って、所定の率計算による額と積上げ計算による額とを加算して行うものとする。

共通仮設費 = 対象額 (P) × 共通仮設費率 (kr) + 積上げ額

a 共通仮設費の率計算による部分

(a) 算定方法

共通仮設費の率計算による部分の算定は、次の計算式に定める対象額 [P] に「表6-5 工種区分別共通仮設費率標準値表」等に示す工種別の共通仮設費率（補正を含む。）を乗じて得た額の範囲内とする。

[算定式]

共通仮設費（率分） = 対象額 (P) × (共通仮設費率 (kr) + 補正率)

対象額 [P] = 直接工事費 + (支給品費 + 無償貸付機械等評価額) + 事業損失防止施設費 + 準備費に含まれる処分費

ただし、下記に掲げる費用は、対象額に含めないものとする。

i 簡易組立式橋梁、プレキャストPC桁、プレキャストPC床版、グレーチング床版、合成床版製品費、ポンプ、大型遊具(設計製作品)

ii～vii (略)

[無償貸付機械等評価額の算定式] (略)

第6 請負工事費の積算基準

積算書は、次の要領により作成するものとする。

1 請負工事費の積算

(1) 直接工事費

直接工事費に係る各費目の積算は、各工事部門を工種種別及びその細別に区分し、各区分ごとに、目的とする施設の施工及び仮設工に直接必要な次のアからエまでについて積算するものとする。

ア (略)

イ 労務費

労務費は、工事を施工するために必要な労務の費用とし、その算定は次の(ア)及び(イ)によるものとする。

(ア) (略)

(イ) 労務賃金

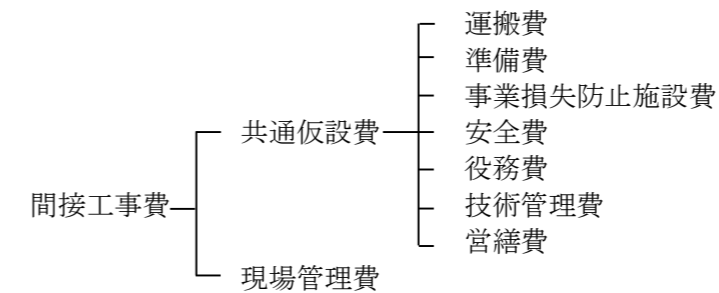
労務賃金は、直接作業に従事した労働者に支払われる賃金であり、別に定める「公共工事等設計労務単価」によるほか、実状に即した賃金を採用するものとする。

基準作業時間外の作業及び特殊条件による作業に従事することに伴い支払われる割増賃金は、従事した時間及び条件によって加算するものとする。

ウ～オ (略)

(2) 間接工事費

間接工事費の構成は、下記のとおりとする。



ア 共通仮設費

(ア) (略)

(イ) 算定方法

共通仮設費の算定は、表6-5（第1表から第4表まで）の工種区分に従って、所定の率計算による額と積上げ計算による額とを加算して行うものとする。

共通仮設費 = 対象額 (P) × 共通仮設費率 (kr) + 積上げ額

a 共通仮設費の率計算による部分

(a) 算定方法

共通仮設費の率計算による部分の算定は、次の計算式に定める対象額 [P] に「表6-5 工種区分別共通仮設費率標準値表」等に示す工種別の共通仮設費率（補正を含む。）を乗じて得た額の範囲内とする。

[算定式]

共通仮設費（率分） = 対象額 (P) × (共通仮設費率 (kr) + 補正率)

対象額 [P] = 直接工事費 + (支給品費 + 無償貸付機械等評価額) + 事業損失防止施設費 + 準備費に含まれる処分費

ただし、下記に掲げる費用は、対象額に含めないものとする。

i 簡易組立式橋梁、プレキャストPC桁、プレキャストPC床版、グレーチング床版、合成床版製品費、ポンプ、大型遊具(設計製作品)、光ケーブルの購入費

ii～vii (略)

[無償貸付機械等評価額の算定式] (略)

(b) 対象額

i 対象額は、次表により積算するものとする。

表6-2 間接工事費等項目別対照表 (○:対象とする ×:対象としない)

間接工事費等		共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
対象額		対象額	直接工事費+共通仮設費=純工事費	純工事費+現場管理費=工事原価
項目				
桁等購入費		×	○	○
処分費等		処分費等の取扱いは、(注)9参照		
支給品費等	桁等購入費	×	○	×
	一般材料費	○	○	×
	別途製作の製作費	×	×	×
	電力	○	○	×
無償貸付機械評価額		○	○	×
鋼橋・門扉等工場原価		×	×	○
現場発成品		×	×	×
ヘリコプター飛行経費、コンクリートポンプ車圧送料金		×	×	×

(注) 1. 桁等購入費とは、簡易組立式橋梁、プレキャストPC桁、プレキャストPC床版、グレーチング床版、合成床版製品費、ポンプ、大型遊具（設計製作品）をいう。

2~9 (略)

表6-3 (略)

ii (略)

(c) (略)

(d) 共通仮設費率の補正

共通仮設費率の補正については、施工地域を考慮した補正を行うものとする。

i 施工地域を考慮した共通仮設費率の補正及び計算

(i) 表6-6の適用条件に該当する場合、共通仮設費率(表6-5第1表~第5表)に補正係数を乗じるものとする。

表6-6 (略)

(ii) 共通仮設費(率分)の計算

共通仮設費(率分)=対象額(P)×共通仮設費率(Kr)×施工地域を考慮した補正係数
ただし、共通仮設費率は、表6-5第1表~第5表による。

なお、補正係数を乗じる場合は、共通仮設費率(Kr)の端数処理後に係数を乗じて、小数第3位を四捨五入して第2位とする。

ii (略)

b (略)

(b) 対象額

i 対象額は、次表により積算するものとする。

表6-2 間接工事費等項目別対照表 (○:対象とする ×:対象としない)

間接工事費等		共通仮設費	現場管理費	一般管理費等
対象額		対象額	直接工事費+共通仮設費=純工事費	純工事費+現場管理費=工事原価
項目				
桁等購入費		×	○	○
処分費等		処分費等の取扱いは、(注)8参照		
支給品費等	桁等購入費	×	○	×
	一般材料費	○	○	×
	別途製作の製作費	×	×	×
	電力	○	○	×
無償貸付機械評価額		○	○	×
鋼橋・門扉等工場原価		×	×	○
現場発成品		×	×	×
ヘリコプター飛行経費、コンクリートポンプ車圧送料金		×	×	×

(注) 1. 桁等購入費とは、簡易組立式橋梁、プレキャストPC桁、プレキャストPC床版、グレーチング床版、合成床版製品費、ポンプ、大型遊具（設計製作品）、光ケーブルの購入費をいう。

2~9 (略)

表6-3 (略)

ii (略)

(c) (略)

(d) 共通仮設費率の補正

共通仮設費率の補正については、施工地域を考慮した補正を行うものとする。

i 施工地域を考慮した共通仮設費率の補正及び計算

(i) 表6-6の適用条件に該当する場合、共通仮設費率(表6-5第1表~第4表)に補正係数を乗じるものとする。

表6-6 (略)

(ii) 共通仮設費(率分)の計算

共通仮設費(率分)=対象額(P)×共通仮設費率(Kr)×施工地域を考慮した補正係数
ただし、共通仮設費率は、表6-5第1表~第4表による。

なお、補正係数を乗じる場合は、共通仮設費率(Kr)の端数処理後に係数を乗じて、小数第3位を四捨五入して第2位とする。

ii (略)

b (略)

(ウ) 運搬費

a・b (略)

c 積算方法

(a) 質量 20t 以上の建設機械の貨物自動車等による運搬

i (略)

ii 運搬される建設機械の運搬中の賃料 (K) 及び損料 (K')

運搬される建設機械の片道分の運搬中の賃料及び損料は次式により計上する。

運搬中の賃料=運搬される機械の供用 1 日当たり賃料 (円) ×運搬に要する日数 (日)

$K = \text{運搬される建設機械の運搬中の供用 1 日当たり賃料 (円)} \times L / (\text{輸送速度} \times 8)$

運搬中の損料=運搬される機械の供用 1 日当たり損料 (円) ×運搬に要する日数 (日)

$K' = \text{運搬される建設機械の運搬中の供用 1 日当たり損料 (円)} \times L / (\text{輸送速度} \times 8)$

L : 運搬距離 (km)

基地から現場までの片道距離とする。輸送速度: (30km/h)

(注) 1～4 (略)

5. 運搬される機械の供用 1 日当たり損料は、森林整備保全事業建設機械経費積算要領別表第 2 の建設機械損料算定表の (11) を適用する。

(ウ) 運搬費

a・b (略)

c 積算方法

(a) 質量 20t 以上の建設機械の貨物自動車等による運搬

i (略)

ii 運搬される建設機械の運搬中の賃料 (K) 及び損料 (K')

運搬される建設機械の片道分の運搬中の賃料及び損料は次式により計上する。

運搬中の賃料=運搬される機械の供用 1 日当たり賃料 (円) ×運搬に要する日数 (日)

$K = \text{運搬される建設機械の運搬中の供用 1 日当たり賃料 (円)} \times L / (\text{輸送速度} \times 8)$

運搬中の損料=運搬される機械の供用 1 日当たり損料 (円) ×運搬に要する日数 (日)

$K' = \text{運搬される建設機械の運搬中の供用 1 日当たり損料 (円)} \times L / (\text{輸送速度} \times 8)$

L : 運搬距離 (km)

基地から現場までの片道距離とする。輸送速度: (30km/h)

(注) 1～4 (略)

(新設)

表6-7 基本運賃表

貨物自動車規格	機械名	規格	20kmまで	50kmまで	100kmまで	150kmまで	200kmまで	200kmを超え20kmまでを増すごとに
			(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)
20t車以上 30t車まで	路面切削機	2.0m	71,000	87,000	112,000	137,000	163,000	10,200
	スタビライザ	深0.4m 幅2.0m						
	スタビライザ	深0.6m 幅2.0m						
	スタビライザ	深1.2m 幅2.0m						
	自走式破碎機	クラッシャー 寸法 開450mm 幅925mm						
	油圧式杭圧入 引抜機	鋼矢板 10H・ 25H・45H・50H 型用						
	油圧式杭圧入 引抜機	鋼矢板Ⅱ・ Ⅲ・Ⅳ型用						
	バックホウ (超ロングア ーム型)	山積0.3 m ³ /平積0.2 m ³						
	バックホウ (超ロングア ーム型)	山積0.4 m ³ /平積0.3 m ³						
	バックホウ (超ロングア ーム型)	山積0.45 m ³ /平積0.35 m ³						
各種	-							

(注) 1. 450kmを超える場合は別途考慮する。
2. 誘導車、誘導員の費用を含む。

表6-7 基本運賃表

貨物自動車規格	機械名	規格	20kmまで	50kmまで	100kmまで	150kmまで	200kmまで	200kmを超え20kmまでを増すごとに
			(円)	(円)	(円)	(円)	(円)	(円)
20t車以上 30t車まで	路面切削機	2.0m	71,000	87,000	112,000	137,000	163,000	10,200
	(新設)	(新設)						
	スタビライザ	深0.6m 幅2.0m						
	スタビライザ	深1.2m 幅2.0m						
	自走式破碎機	クラッシャー 寸法 開450mm 幅925mm						
	(新設)	(新設)						
	油圧式杭圧入 引抜機	鋼矢板Ⅱ・ Ⅲ・Ⅳ型用						
	(新設)	(新設)						
	バックホウ (超ロングア ーム型)	山積0.4 m ³ /平積0.3 m ³						
	(新設)	(新設)						
各種	-							

(注) 1. 450kmを超える場合は別途考慮する。
2. 誘導車、誘導員の費用を含む。

表6-8 建設機械運搬方法

機械名	規格	車載		備考
		車種	機械質量 (t)	
路面切削機 (ホイール式・廃材積込装置付)	2.0m	R	28.50 (27.00)	()内は排ガス対策型(2014年規制)の場合の機械質量
<u>スタビライザ (路盤再生用)</u>	<u>深0.4m 幅2.0m</u>	<u>R</u>	<u>22.50</u>	
スタビライザ (路床改良用)	深0.6m 幅2.0m	R	23.00	
スタビライザ (路床改良用)	深1.2m 幅2.0m	R	24.70	
自走式破碎機	クラッシャー寸法 開 450 mm 幅 925 mm	R	30.00	
<u>油圧式杭圧入引抜機</u>	<u>鋼矢板 10H・25H・ 45H・50H 型用</u>	<u>R</u>	<u>21.80</u>	
油圧式杭圧入引抜機 (硬質地盤専用)	鋼矢板Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ型 用	R	29.70	
(削る。)	(削る。)	(削る。)	(削る。)	
<u>バックハウ(超ロングアーム型)</u>	<u>山積 0.3 m³/平積 0.2 m³</u>	<u>R</u>	<u>26.10</u>	
バックハウ (超ロングアーム型)	山積 0.4 m ³ /平積 0.3 m ³	R	22.00	
<u>バックハウ(超ロングアーム型)</u>	<u>山積 0.45 m³/平積 0.35 m³</u>	<u>R</u>	<u>22.00</u>	

(注) 1～3 (略)

(b) 仮設材等の運搬

仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運搬費の算定は、次式により行うものとする。

$$U = [E \times (1 + F_1 + F_2)] \times G + H$$

ただし、U：仮設材の運搬費

E：基本運賃(円/t)

基本運賃は、次表によるものとする。

なお、運搬距離は、運搬基地より現場までの距離とする。

また、仮設材の運搬費は、基本運賃料金に必要に応じ冬期割増及び深夜早朝割増を行うものとし、車両留置料、長大品割増、休日割増、特別割増は適用しない。

F₁：冬期割増

F₂：深夜早朝割増

G：運搬質量(t)

H：その他の諸料金(有料道路利用料、自動車航走船利用料、その他)

※ 端数の処理

運賃及びその他の諸料金は当該輸送トン数ごとに計算し、円未満の金額については、切り捨てる。

表6-8 建設機械運搬方法

機械名	規格	車載		備考
		車種	機械質量 (t)	
路面切削機 (ホイール式・廃材積込装置付)	2.0m	R	28.50 (27.00)	()内は排ガス対策型(2014年規制)の場合の機械質量
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	
スタビライザ (路床改良用)	深0.6m 幅2.0m	R	23.00	
スタビライザ (路床改良用)	深1.2m 幅2.0m	R	24.70	
自走式破碎機	クラッシャー寸法 開 450 mm 幅 925 mm	R	30.00	
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	
油圧式杭圧入引抜機 (硬質地盤専用)	鋼矢板Ⅱ・Ⅲ・Ⅳ型 用	R	29.70	
<u>油圧式杭圧入引抜機 (硬質地盤専用)</u>	<u>鋼矢板 V L・VIL・ II w・III w・IV w 型 用</u>	<u>R</u>	<u>37.90</u>	
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	
バックハウ (超ロングアーム型)	山積 0.4 m ³ /平積 0.3 m ³	R	22.00	
(新設)	(新設)	(新設)	(新設)	

(注) 1～3 (略)

(b) 仮設材等の運搬

仮設材等(鋼矢板、H形鋼、覆工板、敷鉄板等)の運搬費の算定は、次式により行うものとする。

$$U = [E \times (1 + F_1 + F_2)] \times G + H$$

ただし、U：仮設材の運搬費

E：基本運賃(円/t)

基本運賃は、次表によるものとする。

なお、運搬距離は、運搬基地より現場までの距離とする。

また、仮設材の運搬費は、基本運賃料金に必要に応じ冬期割増及び深夜早朝割増を行うものとし、車両留置料、長大品割増、休日割増、特別割増は適用しない。

F₁：冬期割増

F₂：深夜早朝割増

G：運搬質量(t)

H：その他の諸料金(有料道路利用料、自動車航走船利用料、その他)

※ 端数の処理

運賃及びその他の諸料金は当該輸送トン数ごとに計算し、円未満の金額については、切り捨てる。

表6-9 基本運賃表

距離	製品長		
	12m 以内	12m を超え 15m 以内	15m 超える
10kmまで	4,530 (4,210)	4,970 (4,660)	7,480 (6,450)
20 "	4,690 (4,380)	5,230 (4,950)	7,950 (6,810)
30 "	5,010 (4,710)	5,570 (5,190)	8,450 (7,180)
40 "	5,340 (4,990)	5,920 (5,570)	8,940 (7,620)
50 "	5,690 (5,340)	6,320 (5,870)	9,490 (8,020)
60 "	6,050 (5,610)	6,750 (6,270)	10,000 (8,480)
70 "	6,470 (6,060)	7,180 (6,640)	10,600 (8,950)
80 "	6,820 (6,340)	7,570 (7,050)	11,100 (9,450)
90 "	7,190 (6,750)	8,000 (7,380)	11,800 (9,910)
100 "	7,610 (7,000)	8,450 (7,770)	12,400 (10,300)
110 "	8,010 (7,460)	8,880 (8,200)	13,000 (10,900)
120 "	8,350 (7,560)	9,250 (8,450)	13,600 (11,300)
130 "	8,770 (8,170)	9,700 (8,950)	14,200 (11,900)
140 "	9,160 (8,280)	10,000 (9,250)	14,800 (12,300)
150 "	9,470 (8,660)	10,400 (9,480)	15,400 (12,700)
160 "	9,870 (8,860)	10,800 (9,850)	15,900 (13,100)
170 "	10,200 (9,270)	11,200 (10,100)	16,600 (13,700)
180 "	10,500 (9,340)	11,600 (10,400)	17,100 (14,000)
190 "	10,900 (9,780)	12,100 (10,700)	17,900 (14,600)
200 "	11,400 (10,000)	12,600 (11,000)	18,600 (15,000)
200 kmを超え 20 kmまでを増すごとに	780 (665)	925 (764)	1,330 (1,050)

(注)1. 滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、徳島県、香川県、愛媛県、高知県、福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県内に発注機関が存在する場合は、裸書き運賃を適用し、それ以外の道県については（ ）内運賃を適用する。

ただし、沖縄については、100 km以下のみ適用とし、100 kmを超える場合は、別途考慮する。

2・3 (略)

表6-10 (略)

(c)～(e) (略)

(エ)～(キ) (略)

表6-9 基本運賃表

距離	製品長		
	12m 以内	12m を超え 15m 以内	15m 超える
10kmまで	4,350 (3,410)	4,800 (4,030)	7,010 (5,180)
20 "	4,660 (3,570)	5,170 (4,240)	7,470 (5,510)
30 "	5,000 (3,850)	5,480 (4,510)	7,990 (5,860)
40 "	5,380 (4,070)	5,900 (4,760)	8,490 (6,190)
50 "	5,750 (4,420)	6,310 (5,140)	9,040 (6,630)
60 "	6,120 (4,700)	6,760 (5,490)	9,590 (7,060)
70 "	6,540 (5,070)	7,180 (5,890)	10,100 (7,520)
80 "	6,900 (5,330)	7,570 (6,190)	10,600 (7,900)
90 "	7,220 (5,610)	7,940 (6,520)	11,100 (8,310)
100 "	7,620 (5,900)	8,380 (6,840)	11,700 (8,750)
110 "	7,960 (6,250)	8,730 (7,200)	12,200 (9,180)
120 "	8,300 (6,490)	9,080 (7,470)	12,700 (9,550)
130 "	8,700 (6,780)	9,510 (7,790)	13,300 (9,940)
140 "	9,040 (7,020)	9,850 (8,060)	13,800 (10,300)
150 "	9,370 (7,290)	10,200 (8,360)	14,400 (10,700)
160 "	9,820 (7,530)	10,600 (8,630)	14,900 (11,000)
170 "	10,000 (7,790)	10,900 (8,910)	15,400 (11,400)
180 "	10,300 (8,020)	11,200 (9,180)	15,800 (11,700)
190 "	10,700 (8,290)	11,800 (9,470)	16,800 (12,100)
200 "	11,100 (8,560)	12,100 (9,780)	17,300 (12,500)
200 kmを超え 20 kmまでを増すごとに	677 (447)	802 (558)	1,080 (738)

(注)1. 茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県、福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県及び和歌山県内に発注機関が存在する場合は、裸書き運賃を適用し、それ以外の道県については（ ）内運賃を適用する。

ただし、沖縄については、100 km以下のみ適用とし、100 kmを超える場合は、別途考慮する。

2・3 (略)

表6-10 (略)

(c)～(e) (略)

(エ)～(キ) (略)

- (ク) 営繕費
 - a (略)
 - b 積算方法
 - (a) (略)
 - (b) 監督員詰所及び火薬庫等の設置は、工事期間、工事場所、施工時期、工事規模、監督体制等を考慮して必要な費用を積み上げるものとする。
 - i (略)
 - ii 火薬庫類
 - (i)・(ii) (略)
 - (iii) 保安管理費
 - ㊦ 火薬庫、火工品庫等を設置する工事に当たっては、火薬類盗難防止に万全を期するため、必要に応じて夜間巡回等の見張人を安全費に計上するものとする。
ただし、上記の場合は特記仕様書にその旨を記載するものとし、次式により算定する。
保安管理費＝火薬庫類設置期間（月）×30日／月×普通作業員単価（昼間単価）
（注）火薬庫類設置期間は、火薬を使用する工程の設計工程から求めるものとし、0.5ヵ月単位（二捨三入）とする。
 - ㊧ (略)

- (ケ) 安全費
 - a (略)
 - b 積算方法
 - (a) 安全費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、上記aの(a)及び(b)のうち下記の項目とする。
 - i・ii (略)
 - iii 標示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード、架空線等事故防止対策簡易ゲート、照明等の安全施設類の設置・撤去補修に要する費用及び使用期間中の損料
 - iv～xi (略)
 - (b) (略)

イ (略)

- (3) 一般管理費等及び消費税等相当額
 - ア 一般管理費等の算定

一般管理費等は、一般管理費及び付加利益の額の合計額とし、前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合の一般管理費等の額は、表6-22の工事原価ごとに求めた一般管理費等率を、当該工事原価に乗じて得た額の範囲内とする。

一般管理費等 = 工事原価 × 一般管理費等率 (Gp)

表6-22 前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合

工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの
一般管理費等率	25.13%	(注)1 一般管理費等率算定式により算出された率	10.63%

(注) 1. 一般管理費等率算定式
 $Gp = -5.21826 \cdot \log(Cp) + 60.08343$
 ただし、Gp：一般管理費等率（%）
 Cp：工事原価（単位：円）
 Gpの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

2 (略)

- (ク) 営繕費
 - a (略)
 - b 積算方法
 - (a) (略)
 - (b) 監督員詰所及び火薬庫等の設置は、工事期間、工事場所、施工時期、工事規模、監督体制等を考慮して必要な費用を積み上げるものとする。
 - i (略)
 - ii 火薬庫類
 - (i)・(ii) (略)
 - (iii) 保安管理費
 - ㊦ 火薬庫、火工品庫を設置する工事に当たっては、火薬類盗難防止に万全を期するため、必要に応じて夜間巡回等の見張人を安全費に計上するものとする。
ただし、上記の場合は特記仕様書にその旨を記載するものとし、次式により算定する。
保安管理費＝火薬庫類設置期間（月）×30日／月×普通作業員単価（昼間単価）
（注）火薬庫類設置期間は、火薬を使用する工程の設計工程から求めるものとし、0.5ヵ月単位（二捨三入）とする。
 - ㊧ (略)

- (ケ) 安全費
 - a (略)
 - b 積算方法
 - (a) 安全費として積算する内容で共通仮設費率に含まれる部分は、上記aの(a)及び(b)のうち下記の項目とする。
 - i・ii (略)
 - iii 表示板、標識、保安燈、防護柵、バリケード、架空線等事故防止対策簡易ゲート、照明等の安全施設類の設置・撤去補修に要する費用及び使用期間中の損料
 - iv～xi (略)
 - (b) (略)

イ (略)

- (3) 一般管理費等及び消費税等相当額
 - ア 一般管理費等の算定

一般管理費等は、一般管理費及び付加利益の額の合計額とし、前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合の一般管理費等の額は、表6-22の工事原価ごとに求めた一般管理費等率を、当該工事原価に乗じて得た額の範囲内とする。

一般管理費等 = 工事原価 × 一般管理費等率 (Gp)

表6-22 前払金支出割合が35%を超え40%以下の場合

工事原価	500万円以下	500万円を超え30億円以下	30億円を超えるもの
一般管理費等率	23.57%	(注)1 一般管理費等率算定式により算出された率	9.74%

(注) 1. 一般管理費等率算定式
 $Gp = -4.97802 \cdot \log(Cp) + 56.92101$
 ただし、Gp：一般管理費等率（%）
 Cp：工事原価（単位：円）
 Gpの値は、小数点以下第3位を四捨五入して2位止めとする。

2 (略)

イ 一般管理費等率の補正

- (ア) 前払金支出割合の相違による補正
前払金支出割合が35%以下の場合の一般管理費等の率は、表6-23の前払金支出割合区分ごとに定める補正係数を表6-22に基づく一般管理費等率に乗じて得た率とする。なお、前払金の保証がない工事は、一般管理費等の補正の対象外である。

表6-23 (略)

- (イ) 契約の保証に係る補正
表6-24の保証の方法ごとに定める補正值を表6-22で算定した一般管理費等率に加算して得た率とする。ただし、(ア)の補正を行った場合は、求められた率に、表6-24の補正值を加算して得た率とする。

表6-24 (略)

(4) (略)

2 (略)

第7 請負工事費以外の工事費（附帯工事費、測量設計費、用地費、補償費等）の積算基準

1 附帯工事費

附帯工事費は、治山関係事業及び林道関係事業の工事の施工によりほかの施設の全部若しくは一部の機能若しくは効用が失われる場合、又はほかの施設、人家等に被害を与えるおそれがある場合にこれを回復、又は被害を防止させるための施設を施工する工事（以下「附帯工事」という。）に要する費用とする。

その積算方法は、都道府県知事等（当該附帯工事に係る施設の管理者である都道府県知事等を除く。）が直接施工する場合と、当該附帯工事に係る施設の管理者が施工する場合とに区分し、次によるものとする。

- (1) 都道府県知事等が直接施工する場合

附帯工事に要する費用のうち、第5の1の本工事費の内容に相当する部分について積算する。

なお、附帯工事に要する部分の費用のうち、測量設計費、用地費及び補償費等の内容に相当する部分の費用は、それぞれの該当費用により積算する。

- (2) (略)

2～13 (略)

イ 一般管理費等率の補正

前払金の保証がない工事は、一般管理費等の補正の対象外である。

- (ア) 前払金支出割合の相違による補正
前払金支出割合が35%以下の場合の一般管理費等の率は、表6-23の前払金支出割合区分ごとに定める補正係数を表6-22に基づく一般管理費等率に乗じて得た率とする。

表6-23 (略)

- (イ) 契約の保証に係る補正
上記(ア)の補正值に、表6-24の契約保証に係る補正值を加算したものを一般管理費等率とする。

表6-24 (略)

(4) (略)

2 (略)

第7 請負工事費以外の工事費（附帯工事費、測量設計費、用地費、補償費等）の積算基準

1 附帯工事費

附帯工事費は、治山関係事業及び林道関係事業の工事の施工によりほかの施設の全部若しくは一部の機能若しくは効用が失われる場合、又はほかの施設、人家等に被害を与えるおそれがある場合にこれを回復、又は被害を防止させるための施設を施工する工事（以下「附帯工事」という。）に要する費用とする。

その積算方法は、都道府県知事等（当該附帯工事に係る施設の管理者である都道府県知事等を除く。）が直接施工する場合と、当該附帯工事に係る施設の管理者が施工する場合とに区分し、次によるものとする。

- (1) 都道府県知事等が直接施工する場合

附帯工事に要する費用のうち、第4の1の本工事費の内容に相当する部分について積算する。

なお、附帯工事に要する部分の費用のうち、測量設計費、用地費及び補償費等の内容に相当する部分の費用は、それぞれの該当費用により積算する。

- (2) (略)

2～13 (略)

第10-1 治山関係事業の積算書の構成及び様式

積算書の構成及び様式は、次のとおりとする。
ただし、これにより難しい場合は別に定めることができる。

1・2 (略)

別記様式

総設1号～総設3号 (略)

総設4号 営繕費明細表

営繕費明細表						
区分	名称	数量	単位	単価	金額	備考
				円	円	

記載注意

- ① 区分は、新築、購入、移築、修繕及び借料とし、それぞれの区分ごとに小計し合計する。
- ② 名称は、現場事務所、労働者宿舎等とする。
- ③ 「備考」欄には、所在地等を記載する。

総設5号 (略)

設1号～設16号 (略)

第11-4 設計書の単位(金額)

1～9 (略)

10 地域の実情等により、上記により難しい場合は別途定めることができる。

(参考) (略)

第10-1 治山関係事業の積算書の構成及び様式

積算書の構成及び様式は、次のとおりとする。
ただし、これにより難しい場合は別に定めることができる。

1・2 (略)

別記様式

総設1号～総設3号 (略)

総設4号 営繕費明細表

営繕費明細表						
区分	名称	数量	単位	単価	金額	備考
				円	円	

記載注意

- ① 区分は、新築、購入、移築、修繕及び借料とし、それぞれの区分ごとに小計し合計する。
- ② 名称は、現場事務所、労務者宿舎等とする。
- ③ 「備考」欄には、所在地等を記載する。

総設5号 (略)

設1号～設16号 (略)

第11-4 設計書の単位(金額)

1～9 (略)

(新設)

(参考) (略)

附 則

この通知は、令和8年4月1日から施行する。